

中国投資入門 Q&A

投資総額と資金調達

Q1 投資総額とは何ですか？登録資本金とは何が違うのでしょうか。

中国投資入門 Q&A 第2回は、投資総額に関する質問です。投資総額という言葉は中国投資ではよく登場する単語ですが、考え方が分かり難いところもあり、しばしば「登録資本金」(日本で言う、いわゆる資本金と同等)と混同されることもあります。

投資総額とは、簡単に言うと外商投資企業の設定・運営に必要な資金の総額枠、すなわち企業の規模を表す概念です。言い換えれば、投資総額＝登録資本金＋借入金ということになります。これは外商投資企業に特有の概念であり、中国の内資企業には投資総額という概念は存在しません。なぜこのような考え方が外商投資企業に適用されたのでしょうか。中国の改革開放政策が開始された当初、外商投資企業は一般的な継続企業を前提とした企業体が想定されておらず、有期の個別具体的なプロジェクトとして捉えられていました。そして改革開放直後で外貨を欲していた中国政府にとって、外商投資企業がもたらす外貨は貴重であったことから、各企業の過小資本を規制する一方で中国国内での資金調達を制限し外貨投資を最大化するために、投資総額と登録資本金の関係を明確に定義し借入による資金調達枠を定めたことが由来になっています。

さて、中国投資においては、一般的に一旦投入した資本金を減資で取り戻すことは極めて難しく、また清算することも時間がかかることから、登録資本金は可能な限り小さくしたいと考える企業が多いと思います。ところが、この投資総額に関連するいくつかの規定が、「資本金は小さく、会社は大きく」という希望を阻む要因となっています。投資総額は具体的には、①外商投資企業の登録資本金の決定、②外債限度枠の決定、③輸入設備の免税枠の決定、④審査・認可機関の決定に用いられますが、ここでは会社の規模と直接関係する登録資本金との関係および外債限度額との関連を概観します。

1. 投資総額と登録資本金の関係

外商投資企業は、投資総額と登録資本金を自由に決められるわけではなく、その規模に応じた投資総額とそれに応じて必要とされる最低限度の登録資本金の額が規定されています。

投資総額	登録資本金の最低限度
300 万米ドル以下	投資総額の 7/10 以上
300 万米ドル超 1,000 万米ドル以下	投資総額の 1/2 以上且つ 210 万米ドル以上
1,000 万米ドル超 3,000 万米ドル以下	投資総額の 2/5 以上且つ 500 万米ドル以上
3,000 万米ドル超	投資総額の 1/3 以上且つ 1,200 万米ドル以上

上記の通り、投資総額に応じて登録資本金として投入しなければならない最低資本金が定められてしまうため、多額の設備投資が必要な企業については、相応の資本金規模になることを理解しておく必要があります。

2. 外債限度枠との関係

外債とは、海外からの借入金のことであり、一般的には中国子会社が日本の親会社から借入れる「親子ローン」等が該当しますが、親子ローンを含めた外債には限度額が存在し、これは投資総額を基に計算されます。具体的には、外債は投資総額と登録資本金の差額（「投注差」と呼ばれています）に限定されてしまいます。例えば投資総額 500 万米ドルの外商投資企業で登録資本金を最低の 250 万米ドルとした場合、投注差は「投資総額 500 万米ドル－登録資本金 250 万米ドル＝投注差 250 万米ドル」となり、当該外商投資企業の親子ローン限度額は 250 万米ドルとなります。なお、外債は契約締結後 15 日以内に外貨管理局で外貨債務登記を行う必要がありますが、返済が 1 年以内の短期ローンは返済完了すれば外債枠が復活するのに対し、長期ローンは完済したからといって外債限度額は元には戻りませんので注意が必要です。

また、過去には海外から直接借入れるだけでなく、海外の保証により中国国内で人民元を借り当該保証が履行された場合には、外債登記が要求され且つ外債登記金額が当該債務残高を含めて限度額以内になるように要求されていました。すなわち、たとえ中国国内の人民元借入であっても、海外の会社が保証を行っている場合には、当該保証額を含めて外債枠を意識する必要がありました。しかし、2014 年 6 月 1 日に施行された「クロスボーダー保証外貨管理規定」（匯発[2014]29 号）で上記が緩和され、保証履行時においても当該債務は外債限度額管理の対象外となりました。詳細は「トーマツ チャイナ ニュース Vol.139」をご参照ください。

Q2 それでは、外債枠がいっぱいの場合、資金調達する方法はあるのでしょうか？

前述の通り、海外からの借入による資金調達は投融資差の金額に限定され、それを超える海外からの借入は出来ないこととなります。投資総額の相当部分は登録資本金が占めるため、多額の設備投資や運転資金を必要とする業種や、資金が逼迫する場面においては、外債枠が資金調達の大きな足枷となっています。また、中国では民間企業間の金銭貸借が禁じられていることから（「貸付通則」中国人民銀行令〔1996〕第12号 第73条）、親会社保証の人民元借入以外の方法としては、①地場の銀行からの人民元借入、または②委託貸付による関連会社からの資金調達が考えられます。

地場銀行からの借入については、預金・不動産等の担保や外国金融機関保証を求められる場合が多く、また各銀行の貸付枠の関係から、外商投資企業が地場銀行から多額の資金を借入れるのは一般的にハードルが高いと考えられます。

一方で、委託貸付とは銀行が仲介者となって、貸し手企業（委託者）の資金を借り手企業に融資する方法であり、以前から用いられている手法です。委託貸付では委託者、借り手、銀行の三者契約となり、銀行に委託手数料を支払って委託貸付により資金調達を行います。但し、委託者の貸付資金原資は、原則として委託者の営業活動によって得た収入に限定される点に留意が必要です。

また、最近の変化として、金融機関以外の民間企業間の金銭貸借が禁止されている点に関する規制緩和があります。人民法院から、2015年8月6日に「民間貸借案件の適用法律にかかる若干の問題に関する最高人民法院の規定」（以下、「本司法解釈」と表記）が公布され、9月1日より施行となりました。本司法解釈では、民間企業間の金銭貸借について明確に規定し、一定の条件の下で民間企業間の金銭貸借を認めるものとなっています。すなわち、企業が生産・経営の必要性から締結した民間貸借契約については、契約法及び本司法解釈に規定する無効事由がない場合には、当該契約は有効であるとしています（本司法解釈 第11条）。本司法解釈第14条及び契約法第52条には無効となる事由や要件が記載されており、国益・公共の利益に反する場合、違法な場合のほか、金融機関からの借入金を高利で転貸したり、他の企業や従業員から集めた資金を高利で転貸すること等が列挙されています。したがって、民間貸借規定に基づいた金銭貸借を行う場合には、貸し手は資金を転貸するのではなく、自己資金により貸付を行う必要があります。また利率についても制限が設けてあり、年利24%未満の場合には貸主は約定利率の請求権を持ちますが、24%超36%未満の場合には24%超36%未満の部分の利息については自然債務（債務者が任意に弁済できるが、債権者は裁判所に訴えることが出来ない債務）となり、36%を超える場合には当該超過部分は無効と規定されています（第26条、31条）。

上記のとおり、本司法解釈により会社間の直接的な金銭貸借の可能性も開けましたが、一方で従来の貸借通則の規定も存在しており、両規定が並存する中で実務的にどのような形で民間貸借が実現するのか、現時点では不透明であると言えます。関連会社間の金銭貸借を検討する企業においては、今後の政府動向を注視し

つつ、現地法令に詳しい法律専門家のアドバイスを受けるべきと考えます。

更に、投資総額を超える人民元借入については明確に禁止する規定や罰則が存在しないため、実務上は資金調達の一つの手段となっていますが、今後の法改正や政府の指導などによりどのような問題点が生じるかわかりませんので、可能であれば投資総額は余裕のある範囲内で設定することが望ましいと考えられます。

以上

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2015. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.